

参考 1

火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示案 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
○火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）

改正案	現行
一〇二十六（略） 二十七 発生させたガスを使用して消火を行うガス発生器（電気点火によりガスを発生させる構造のものに限る。）であつて、次の要件を満たすもの イ 点火薬（硝酸塩を主とする火薬に限る。）の量が三グラム以下であること。 ロ ガス発生剤（ガス発生量が一秒につき一万四千立方センチメートル以下及び発熱量が一秒につき四万八千ジュール以下の硝酸塩を主とする火薬に限る。）の量が五百二グラム以下であること。 ハ 火薬を再度充填することができず、再使用できない構造であること。 ニ 外殻は、ステンレス鋼その他の防錆性を有する合金製であること。 ホ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。 二十八 発生させたガスを使用して消火を行うガス発生器（撃針	一〇二十六（略） 二十七 発生させたガスを使用して消火を行うガス発生器（電気点火によりガスを発生させる構造のものに限る。）であつて、次の要件を満たすもの イ 点火薬（硝酸塩を主とする火薬に限る。）の量が二グラム以下であること。 ロ ガス発生剤（ガス発生量が一秒につき六千立方センチメートル以下及び発熱量が一秒につき二万九百二十ジュール以下の硝酸塩を主とする火薬に限る。）の量が百グラム以下であること。 ハ 火薬を再度充填することができず、再使用できない構造であること。 ニ 外殻は、ステンレス鋼その他の防錆性を有する合金製であること。 ホ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。 二十八 発生させたガスを使用して消火を行うガス発生器（撃針

点火によりガスを発生させる構造のものに限る。)であつて、次の要件を満たすもの

イ 点火薬(硝酸塩を主とする火薬に限る。)の量が二・五グラム以下であること。

ロ ガス発生剤(ガス発生量が一秒につき一万四千立方センチメートル以下及び発熱量が一秒につき四万八千ジュール以下の硝酸塩を主とする火薬に限る。)の量が五百二グラム以下であること。

ハ 撃発式雷管の起爆薬の量が〇・〇二グラム以下であること。

ニ 火薬及び爆薬を再度充填することができず、再使用できない構造であること。

ホ 外殻は、ステンレス鋼その他の防錆性を有する合金製であること。

二十九 (略)

三十 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条第一項又は同法第十九条の二第一項の規定により承認された着用型自動除細動器に用いられる導電性の薬液の射出装置であつて、次の要件を満たすもの。

イ 爆薬の量が〇・〇〇四グラム以下であること。

ロ 電気点火により、ガスを発生させる構造であること。

ハ 爆薬を再度充填することができず、再使用できない構造である

点火によりガスを発生させる構造のものに限る。)であつて、次の要件を満たすもの

イ 点火薬(硝酸塩を主とする火薬に限る。)の量が二グラム以下であること。

ロ ガス発生剤(ガス発生量が一秒につき六千立方センチメートル以下及び発熱量が一秒につき二万九百二十ジュール以下の硝酸塩を主とする火薬に限る。)の量が百グラム以下であること。

ハ 撃発式雷管の起爆薬の量が〇・〇二グラム以下であること。

ニ 火薬及び爆薬を再度充填することができず、再使用できない構造であること。

ホ 外殻は、ステンレス鋼その他の防錆性を有する合金製であること。

二十九 (略)

(新設)

こと。

ニ 外郭は、防錆性を有する材質であること。

ホ 内部の爆薬が容易に取り出せない構造であること。